

船舶事故調査報告書

平成29年4月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	不明（平成28年7月8日 06時30分ごろ～08時49分ごろの間）
発生場所	不明（青森県平内町清水川漁港北東方沖）
事故の概要	漁船光安丸は、養殖作業中、転覆した。 光安丸は、船長及び甲板員が死亡し、主機等に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成28年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 光安丸、4.3トン AM3-32891（漁船登録番号）、個人所有 11.65m×3.04m×0.77m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和61年7月1日
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月24日 免許証交付日 平成26年9月11日 （平成32年7月24日まで有効） 甲板員 女性 93歳 海技免状等 なし
死傷者等	死亡 2人（船長及び甲板員）
損傷	主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約18℃
事故の経過	本船は、船長（以下「本船船長」という。）及び甲板員が乗り組み、平成28年7月8日06時00分ごろ家族と会話した後、清水川漁港を出港した。 僚船船長は、‘清水川漁港の北東方沖の本船が設置していたほたて養殖施設’（以下「本件養殖施設」という。）付近で、本船が転覆して周りに浮玉（ボンテン）が浮いているのを発見し、08時49分ごろ漁業協同組合に本事故の発生の連絡を行い、また、別の僚船船長等に

	<p>搜索を依頼した。</p> <p>別の僚船船長等は、海面に浮いていた本船船長を発見し、船に引き揚げて心肺蘇生を行い、08時53分ごろ漁業協同組合に連絡した。</p> <p>漁業協同組合の担当者は、本船船長を救助したとの連絡を受け、電話で消防署に救急車を要請し、また、09時03分ごろ漁業協同組合所属の全船に甲板員の搜索を依頼した。</p> <p>本船船長は、別の僚船により清水川漁港に運ばれ、ドクターヘリで病院へ搬送された。</p> <p>海上保安庁は、消防本部から本事故発生 of 通報を受け、巡視船艇及び航空機による搜索を開始し、11時48分ごろ本船の下方の海中で甲板員を発見して救助した。</p> <p>甲板員は、巡視艇により清水川漁港に運ばれ、救急車で病院へ搬送された。</p> <p>本船船長及び甲板員は、搬送された病院で死亡が確認され、溺水による死亡と検案された。</p> <p>本船は、他の僚船で清水川漁港にえい航された後、クレーンで岸壁に引き揚げられた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船船長の家族は、8日06時00分ごろ自宅で本船船長と会話した際、本件養殖施設のロープに浮玉を付けに行くと言った。</p> <p>本船船長の家族は、自宅を出てから約30分で本件養殖施設に到着することを知っていた。</p> <p>漁業協同組合担当者は、今夏はほたての成長が良く、また、ほたての吊下げロープに付着している海藻、ふじつぼ等の成長も良いことから、ほたての吊下げロープが例年よりも重くなっており、重さが約25～30kgになっていたと思った。</p> <p>本船船長の家族は、約20年間、ほたての養殖作業を手伝っていたが、今年本船が設置した養殖施設のロープを引き上げた際、同ロープの重さにより船が傾き、左舷側のブルワークを越えて海水が流入する状況を経験したが、そのような状況は初めてであった。</p> <p>漁業協同組合担当者は、本件養殖施設のロープの重さが増加していたので、本船が、同ロープを左舷側で引き上げる際にバランスを取る目的で、前部甲板の右舷側に、‘海水を入れたプラスチック製の円筒型容器3個’（容器1個の容積が約200ℓ、以下「本件バラスト」という。）を積んでいたのを見ていた。</p> <p>本船は、引き揚げられた後、前部甲板に本件バラストがなく、また、船体に本件バラストを固縛した痕跡はなかった。(写真1参照)</p>

	 <p style="text-align: center;">写真1 前部甲板</p> <p>本船船長及び甲板員は、発見された際、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>本船は、06時30分ごろ本件養殖施設に到着後、海上が平穏な状況下、08時49分ごろ、本件養殖施設付近において、転覆した状態で発見されたことから、養殖作業中に転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、発見時、本件バラストがなく、また、船体に本件バラストを固縛した痕跡がなかったことから、養殖作業中に左舷側で本件養殖施設のロープを引き揚げていた際、船体傾斜が増大して右舷側にあった本件バラストが左舷側に移動し、転覆した可能性があると考えられるが、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船船長及び甲板員の死因は、それぞれ溺水であった。</p> <p>本船船長及び甲板員は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、養殖作業中に転覆したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗船中は、救命胴衣を着用することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

